

盛岡広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成25年4月2日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本宮長田町線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
盛岡市盛岡駅西通一丁目127番1地先から盛岡駅前北通501番4地先まで	m 47.1～8.3	m 784.9

- 4 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成25年4月2日から同年5月2日まで